

令和4年度 第2回燕市食物アレルギー対応委員会 会議録（要旨）

日 時：令和5年2月8日（水） 15時30分から 16時30分まで

場 所：燕市役所 会議室 301

出席委員：松野委員、伊東委員、村澤委員、青木委員、坂内委員、小嶋委員、小池委員
落合委員

事務局：教育長、教育次長、主幹、学校教育課長、子育て支援課長、他職員7名

議 題：（1）小・中学校における食物アレルギー対応について
（2）幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギー対応について
（3）児童クラブにおける食物アレルギー対応について
（4）その他
園、学校等の現場から

【以下、会議録（要旨）】 ※個人の診療、対応についての記録は省略します。

開 会

議 題

（1）小・中学校における食物アレルギー対応について

《事務局説明》

- ① 食物アレルギー等の発症について
令和4年6月1日から12月31日までの学校における食物アレルギー等の発症について説明。（誤食1件、ヒヤリハット事例2件、緊急搬送はなし）
- ② 食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者との情報交換会について
6月22日に実施した情報交換会について説明。
- ③ 食物アレルギー研修会について
11月16日に開催した研修会について説明。
- ④ 市内小中学校（20校）の学校給食巡回指導の実施について
学校給食における食物アレルギー対応確認のため巡回指導を実施したことについて説明。
- ⑤ 内服薬を処方されている児童生徒の学校対応について
緊急時の対応と学校での管理について説明。

○委員（意見）

食物アレルギー相談会で症状の発症状況等をもう少し細かく問診を行っていただくと、情報として分かりやすい。当委員会場で対応や対処を判断しやすくなり、効率の良い管理ができる。

○事務局（回答）

参考にさせていただく。アレルギー相談会では、学校生活管理指導表を元に給食対応、

学校生活の対応を行っているので、相談会で聞き取った問診内容を主治医に返すことは行っていない。

○委員（質問）

学校で除去食、代替食の配膳は誰が行っているか。自校では管理職か養護教諭が行っている。

○委員（回答）

センターから届いた除去食、代替食は担任と児童本人が教務室まで取りに来て、教室で本人の目の前で担任がまたは児童本人が担任立会いのもと盛り付けを行っている。取りに行く指示は校長が朝、担任に伝え、再度、12時に教室に電話連絡し、確認をしている。

○委員（質問）

ヒヤリハット事例であったような、区別がつきにくい、似たような見た目のメニューが仕切り皿に盛られることは今までもあったのか。

○委員・事務局（回答）

今までに区別がつきにくかったという報告はありません。この事例は、鉄火みそとアーモンド和えのどちらも野菜の炒め煮、野菜の和え物で区別がつきにくく、また、アーモンド和えのアーモンドが粉末であったため、鉄火みそ大豆をアーモンドと見誤ったのではないかと考えられる。献立作成の際、区別がつきにくいメニューとならないよう気を付けていきたい。

(2) 幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギー対応について

《事務局説明》

- ① 食物アレルギー等の発症について
令和4年6月1日から12月31日までの幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギー等の発症について説明。（誤食1件、緊急搬送はなし）
- ② 食物アレルギー研修会について
8月22日、9月21日に開催した研修会について説明。
- ③ 市内保育園等（16校）の巡回指導の実施について
保育園等の給食における食物アレルギー対応確認のため巡回指導を実施したことについて説明。
- ④ 内服薬を処方されている園児の園での対応について
緊急時の対応について説明。

○委員（意見）

正しい診断で生活管理指導表を記載してあるかが問題である。無駄な対応を行っている場合もある。正確な診断が必要な場合は、食物経口負荷試験を実施している医療機関に導いてほしい。

○委員（意見）

小学校に上がるまでに鶏卵アレルギーの多くは寛解する。エビやカニは血液検査で抗体価が高くても症状が出ない場合がある。年齢が上がっても食物アレルギーが残っている時は、重度の場合が多いので専門医が診ることがよいと学会で言われている。ある都市部では、新入園、新入学する子どもの書類と検査値をアレルギー専門医2名が検討し、再検査が必要である等の指示を出している所もある。年齢が上がった場合、血液検査だけで診断せず、食物経口負荷試験が必要である。食物経口負荷試験ができる医療機関をお知らせするとよい。

○委員（質問）

他の医療機関を受診している児童生徒が、食物経口負荷試験で専門医を受診した場合、解除になったときは、解除証明書は書いてもらえるか。

○委員（回答）

新たな管理指導表を提出する場合や必要に応じて解除証明書を記載する。

(3) 児童クラブにおける食物アレルギー対応について

《事務局説明》

① 食物アレルギー等の発症について

令和4年6月1日から12月31日までの児童クラブにおける食物アレルギー等の発症について説明。（食物アレルギーに関する誤食、緊急搬送はなし）

② 食物アレルギー研修会について

9月16日に開催した研修会について説明。

③ 内服薬を処方されている児童の児童クラブでの対応について

緊急時の対応について説明。

(4) その他

《事務局説明》

児童クラブにおけるおやつ提供の方向性について説明。

○委員（質問）

緊急搬送の場合、どのような情報を準備しておくとうい。

○委員（回答）

一番重要なことは意識状態である。アレルギー発症のことであれば、呼吸状態、皮膚の状態、脈の状態などが重症度を判断する上で重要となっている。その他、持病の有無も重要なポイントとなっている。その場合、子どもを見る人、情報を伝達する人、記録をする人など役割分担を決めて、連携して対応するとよい。

○委員（意見）

ヒューマンエラーが起きないように、園では確認、情報共有や研修会を重ねていきたいと思う。

閉 会